

## 13 年 9 月期における不良債権の状況等（ポイント）

## 1. 不良債権の状況

## (1) 金融再生法開示債権

13 年 9 月末の全国銀行の金融再生法開示債権の総額は 36.8 兆円であり、13 年 3 月末の 33.6 兆円に比べ+3.1 兆円の増加。これは、主として、金融検査マニュアルに基づく第一巡目の検査を受けた銀行を中心に、要管理債権のうち、貸出条件緩和債権が判定基準の厳格化により増加したこと等によるもの。危険債権・破産更生等債権については、積極的なオフバランス化が行われた一方、債務者の業況悪化等による新規発生がみられたことから、やや増加。

（参考）13 年 9 月期における金融再生法開示債権の増減要因

	(単位：兆円)
要管理債権	+2.6
うち 貸出条件緩和債権の判定基準の厳格化	+2.8
その他	▲0.3
危険債権・破産更生等債権	+0.6
うち オフバランス化等	▲4.7
債務者の業況悪化等による新規発生	+5.2
<u>金融再生法開示債権</u>	<u>+3.1</u>

## (2) リスク管理債権

13 年 9 月末の全国銀行のリスク管理債権の総額は 35.7 兆円であり、13 年 3 月末の 32.5 兆円に比べ+3.2 兆円の増加。これは、金融再生法開示債権の場合と同様、主として、貸出条件緩和債権が判定基準の厳格化により増加したこと等によるもの。延滞債権・破綻先債権については、積極的なオフバランス化が行われた一方、債務者の業況悪化等による新規発生がみられたことから、やや増加。

## 2. 個別貸倒引当金の状況

13 年 9 月末においては、全国銀行の個別貸倒引当金対象債権（金融再生法開示債権のうち危険債権及び破産更生等債権、リスク管理債権のうち延滞債権及び破綻先債権）は増加したものの、個別貸倒引当金の残高は 7.1 兆円と、13 年 3 月末の 7.2 兆円と比べほぼ横這い。これは、個別貸倒引当金対象債権の中でもより高率の引当が必要な破産更生等債権（破綻先債権）が減少し、相対的に要引当率が低い危険債権（延滞債権）が増加したこと等によるものと考えられる。

## 3. 不良債権処分損の状況

13 年 9 月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 3.0 兆円と、前年同期と比べ+0.7 兆円の増加。

13年9月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権		リスク管理債権		個別貸倒引当金	
	13年3月末	13年9月末	13年3月末	13年9月末	13年3月末	13年9月末
都銀・長信銀・信託	20.0	22.5	19.3	21.8	3.9	3.8
地銀・第二地銀	13.6	14.2	13.2	13.9	3.3	3.3
全国銀行計	33.6	36.8	32.5	35.7	7.2	7.1

(注)1. 破綻公表済の金融機関を除く。

2. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計。

(表1) 金融再生法開示債権の状況(平成13年9月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	8	155,000	23,510	70,840	60,660	2,420,560	2,575,560
長期信用銀行	3	33,850	5,420	10,930	17,510	359,860	393,710
信託銀行	6	36,260	5,510	15,640	15,110	403,680	439,950
都銀・長信銀・信託計	17	225,120	34,440	97,410	93,270	3,184,100	3,409,220
地方銀行	64	103,520	28,110	44,800	30,620	1,291,820	1,395,340
第二地方銀行	55	38,910	11,460	16,500	10,960	417,410	456,320
地域銀行計	119	142,440	39,560	61,300	41,570	1,709,230	1,851,670
全国銀行計	136	367,560	74,000	158,710	134,850	4,893,320	5,260,880

- (注) 1. 金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計。  
 2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
 3. 破綻公表済の金融機関を除く。

(表2) リスク管理債権の状況(平成13年9月期)

(単位:億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権					貸倒引当金	
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	8	2,320,960	148,740	9,760	78,320	4,980	55,680	49,180	27,310
長期信用銀行	3	313,580	32,890	2,660	12,750	410	17,070	10,490	5,050
信託銀行	6	417,950	35,910	2,260	18,530	190	14,940	9,400	5,470
都銀・長信銀・信託計	17	3,052,490	217,540	14,680	109,600	5,570	87,690	69,070	37,840
地方銀行	64	1,353,420	101,210	10,180	58,390	1,410	31,230	34,120	23,900
第二地方銀行	55	443,880	37,980	4,570	21,620	380	11,420	12,450	9,120
地域銀行計	119	1,797,300	139,190	14,750	80,010	1,790	42,640	46,570	33,020
全国銀行計	136	4,849,790	356,730	29,420	189,610	7,360	130,330	115,640	70,860

(注) 1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2.破綻公表済の金融機関を除く。

3.「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のもの」であり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。

4.一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が8兆8,410億円である。

(表3) 不良債権処分損の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度 中間期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	29,553 (20,456)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	14,912 (8,754)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	13,218 (10,593)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	11,988 (9,582)
共同債権買取機構への売却損	2,191	18,546	21,025	25,261 (21,316)	11,330 (9,710)	10,434 (9,206)	3,590 (3,385)	2,783 (2,718)	1,630 (1,560)	565 (526)
バルクセールによる売却損等	0	0	0	17,328 (17,909)	22,098 (18,551)	20,987 (17,887)	19,731 (16,743)	17,056 (16,041)	3,886 (2,926)	665 (485)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	1,423 (1,108)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	747,730 (610,130)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	325,781 (295,746)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	356,730 (217,540)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	115,640 (69,070)

(注) 1.6年度以前は、都銀、長信銀、信託の主要行のみの計数。なお、7年度以降の( )内の計数は都銀・長信銀・信託のみの計数。

2.9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度以降には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まず、13年度中間期には、石川銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は、10、11年度に含まれない。

3.貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

4.リスク管理債権の金額については、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額としている。

5.バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損、子会社等に対する支援損等。

6.不良債権処分損の「その他」は債権売却損失引当金(CCPCに売却した債権の将来見込まれる損失への引当金)、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援への引当金への繰入額)等を表す。